

# 騒音及び振動測定

工場や事業場などの騒音発生施設において、騒音測定や振動測定を実施し、生活環境の保全・改善に貢献します。

環境測定・環境分析

## 登録分析機関

当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録(騒音)山口県第 40 号



● 敷地境界での測定状況



● 測定機器



● 騒音計



● 振動計

騒音及び振動測定

お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**  
株式会社 太平洋コンサルタント

《西日本営業部》  
〒756-0817 山口県山陽小野田市大字小野田6276  
TEL 0836(83)3358 / FAX 0836(83)7058  
<http://www.taiheiyo-c.co.jp>